

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 6 号
件 名	国保の高額療養費支給申請を簡素化することについて
要 旨	<p>令和3年12月に陳情しましたが、不採択とされました。</p> <p>5月30日に高額療養費支給申請のため区の窓口に行った際、担当者は「6月から申請が簡素化されます。」と言って、国民健康保険高額療養費申出兼同意書を示しました。申請書とは別に申出兼同意書を作成しなければならないとの説明で、毎月、窓口申請する者に対しては、これ以外の手続の変更はないとしました。</p> <p>これでは、簡素化ではなく、逆に手続の煩雑ではないでしょうか。なぜ、これを手続の簡素化と説明するのでしょうか。市の目的は、医療費の支払いをしたかどうかの確認をするためですが、他の市町村の多くは申請書の中に組み込まれています。国からは、支払いの確認についても申請者側に立った対応ができるとする文書が県知事宛てに交付されています。国の方針とは逆行しているのではないのでしょうか。</p> <p>窓口で医療費の領収書を持参すると、領収書を全てコピーする受付の人と、医療費が高額療養費に達しているか、確認するだけの人に分かります。コピーする時間及びコピー代、申請者の待機時間、これらは無駄で、意味のないことです。コピーするかどうかの基準はなく、受付の、個人の判断としています。実際の医療費は、領収書の金額ではなくレセプトの金額で算定しているのですから、無駄を省きましょう。</p> <p>高額医療費の通知は支払いから8か月後です。毎月の申請をしなくて、初回に1度申請すれば、申請する必要がない定めをすることができると、厚生労働省保険局長から、知事宛てに国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布についてが、立て続けに交付されています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和4年6月13日</p> <p>第1項 第2項</p> <p>} 市民厚生常任委員会</p>
受 理	令和4年6月1日 第99号

陳情第176号

以上のことから、特に高齢者の負担軽減を図るために、次のことを求め陳情いたします。

記

- 1 必要のない国民健康保険高額療養費申出兼同意書を撤廃すること。
- 2 必要のない医療費領収書のコピーは取らないこと。